

令和3年度決算に基づく
健全化判断比率及び資金不足比率
審査意見書

和歌山市監査委員

和監査第73号
令和4年9月1日
(2022年)

和歌山市長 尾花正啓様

和歌山市監査委員	森田昌伸
同 上	柳野純夫
同 上	山本宏一
同 上	井上直樹

令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その意見を次のとおり提出する。

目 次

第1	審査の種類	1
第2	審査の対象	1
第3	審査の期間	1
第4	審査の着眼点及び実施内容	2
第5	審査の結果	2
— 参 考 —		
1	健全化判断比率について	4
(1)	実質赤字比率	4
(2)	連結実質赤字比率	6
(3)	実質公債費比率	8
(4)	将来負担比率	10
2	資金不足比率について	12
(1)	土地造成事業特別会計	12
(2)	下水道事業会計	13

凡 例

- 1 金額は、原則として千円単位で表示し、単位未満は四捨五入した。
- 2 文中及び表中並びに図中の比率は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）」で規定される算定基準に基づき小数点以下を表示している。
- 3 ポイントとは、パーセンテージ間の単純差引値である。
- 4 文中及び表中の「公営企業会計」とは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第2条第1号イ及びロに規定する法適用企業及び法非適用企業に係る特別会計の総称である。
- 5 各表中の符号の用法は、特別に表示のあるものを除き、原則として次のとおりである。
 - 「－」…該当数値がないもの
 - 「△」…負数を示し、増減を示すときは減を表す。

令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項に規定された健全化判断比率審査及び資金不足比率審査

第2 審査の対象

令和3年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

健全化判断比率及び資金不足比率の対象となる会計等の区分

区 分		会 計 名 等		比 率			
一 般 会 計 等	一 般 会 計 等 に 属 す る 特 別 会 計	一 般 会 計		実 質 赤 字 比 率	連 結 実 質 赤 字 比 率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率
		土 地 区 画 整 理 事 業 特 別 会 計 住 宅 改 修 資 金 貸 付 事 業 特 別 会 計 住 宅 新 築 資 金 貸 付 事 業 特 別 会 計 宅 地 取 得 資 金 貸 付 事 業 特 別 会 計 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 特 別 会 計 直 轄 事 業 用 地 先 行 取 得 事 業 特 別 会 計					
公 営 事 業 会 計	公 営 企 業 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 駐 車 場 管 理 事 業 特 別 会 計 介 護 保 険 事 業 特 別 会 計 後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計		連 結 実 質 赤 字 比 率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率	資 金 不 足 比 率
		水 道 事 業 会 計 工 業 用 水 道 事 業 会 計 下 水 道 事 業 会 計					
		卸 売 市 場 事 業 特 別 会 計 土 地 造 成 事 業 特 別 会 計 漁 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計 農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計					
一 部 事 務 組 合 ・ 広 域 連 合		和 歌 山 地 方 税 回 収 機 構 和 歌 山 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 和 歌 山 県 住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 金 回 収 管 理 組 合		連 結 実 質 赤 字 比 率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率	資 金 不 足 比 率
第 三 セ ク タ ー 等							

第3 審査の期間

令和4年7月15日から同年8月3日まで

第4 審査の着眼点及び実施内容

令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ計数が正確であるかを主たる着眼点として審査を行った。

また、審査については、関係課が所管する諸帳簿との照合及び関係職員から説明を聴取し和歌山市監査基準に準拠して実施した。

第5 審査の結果



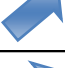

1 総合意見



審査に付された令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ計数は正確であることを認めた。

2 個別意見

(1) 健全化判断比率

(単位：%)

	令和3年度決算 に基づく比率	令和2年度決算 に基づく比率	対前年度	早期健全 化基準	財政再生 基準
実質赤字比率	— (△2.86)	— (△1.76)	 1.10ポイント	11.25	20.00
連結実質赤字比率	— (△14.36)	— (△15.47)	 1.11ポイント	16.25	30.00
実質公債費比率	9.6	10.6	 1.0ポイント	25.0	35.0
将来負担比率	107.7	119.7	 12.0ポイント	350.0	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため、算定されていない。()内の数値は、黒字を負数で表示した場合の比率である。
 は改善を示す。  は悪化を示す。

ア 実質赤字比率について

令和3年度の実質赤字比率は、前年度と同様、実質収支額が黒字であるため算定されておらず、早期健全化基準の11.25%を下回っている。なお、黒字を負数で表示した場合の比率はマイナス2.86%で、前年度と比較して1.10ポイント改善している。

イ 連結実質赤字比率について

令和3年度の連結実質赤字比率は、前年度と同様、連結実質収支額が黒字であるため算定されておらず、早期健全化基準の16.25%を下回っている。なお、黒字を負数で表示した場合の比率はマイナス14.36%で、前年度と比較して1.11ポイント悪化している。

ウ 実質公債費比率について

令和3年度の実質公債費比率（3か年平均）は9.6%で、早期健全化基準の25.0%を下回っている。なお、比率は前年度と比較して1.0ポイント改善している。

エ 将来負担比率について

令和3年度の将来負担比率は107.7%で、早期健全化基準の350.0%を下回っている。なお、比率は前年度と比較して12.0ポイント改善している。

(2) 資金不足比率

(単位：%)

公 営 企 業 会 計		令和3年度決算 に基づく比率	令和2年度決算 に基づく比率	対前年度	経営健全化 基 準
法 適 用	水 道 事 業 会 計	—	—	—	20.0
	工 業 用 水 道 事 業 会 計	—	—	—	
	下 水 道 事 業 会 計	—	—	—	
法 非 適 用	卸 売 市 場 事 業 特 別 会 計	—	—	—	
	土 地 造 成 事 業 特 別 会 計	—	—	—	
	漁 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	—	—	—	
	農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	—	—	—	

(注) 資金不足額が生じていない会計の比率は、算定されていない。

土地造成事業特別会計の資金不足の状況については、実質収支額が赤字であるものの土地収入見込額が当該赤字額を上回るため、資金不足比率は算定されていない。

下水道事業会計については、資金不足が生じているものの解消可能資金不足額が当該不足額を上回るため、資金不足比率は算定されていない。

また、その他の公営企業会計においても、資金不足額が生じていないため資金不足比率は算定されていない。

— 参 考 —

1 健全化判断比率について

令和3年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率は、次のとおりである。

(1) 実質赤字比率

ア 実質赤字比率の状況

実質赤字比率は、一般会計等に区分される会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率を示すものである。実質赤字比率及び各会計の実質収支額の状況は、次式及び次表のとおりである。

(△ 2.86%)	(△ 2,418,846千円)
実質赤字比率	①一般会計等の実質赤字額
—%	0千円
=	84,531,825千円
	②標準財政規模

(単位：千円、%)

会 計 名		実質収支額		増 減
		令和3年度	令和2年度	
一 般 会 計 等	一 般 会 計	3,240,709	2,298,455	942,254
	土地区画整理事業特別会計	9,823	0	9,823
	住宅改修資金貸付事業特別会計	△ 35,935	△ 40,313	4,378
	住宅新築資金貸付事業特別会計	△ 598,197	△ 612,133	13,936
	宅地取得資金貸付事業特別会計	△ 246,169	△ 251,210	5,041
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	48,615	30,544	18,071
	直轄事業用地先行取得事業特別会計	0	0	0
	(街路用地先行取得事業特別会計)	—	0	—
合 計		2,418,846	1,425,343	993,503
実 質 赤 字 額 ①		—	—	—
標 準 財 政 規 模 ②		84,531,825	80,983,257	3,548,568
実質赤字比率 ①/②		—	—	
		(△ 2.86)	(△ 1.76)	△ 1.10

(注) () 内の数値は、各会計の実質収支額の合計の黒字を負数で表示した場合の比率である。

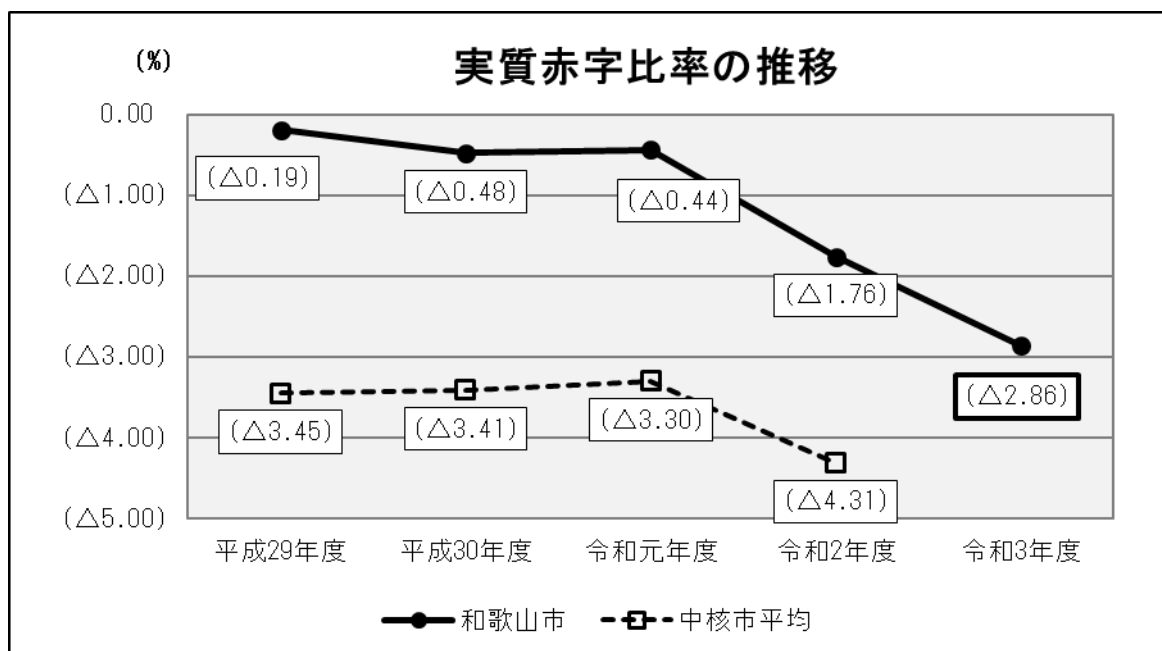
一般会計等に区分される実質収支額の合計は24億1,884万6千円の黒字であり、実質赤字比率は算定されていない。

実質収支額の合計の黒字が前年度に比べ9億9,350万3千円増加したことにより、黒字を負数で表示した場合の実質赤字比率は、1.10ポイント改善している。

なお、健全化判断比率の算定において、各比率の分母の基礎となる標準財政規模は、845億3,182万5千円（内訳：標準税収入額等629億4,209万円、普通交付税額136億2,036万2千円及び臨時財政対策債発行可能額79億6,937万3千円）で、前年度に比べ35億4,856万8千円増加している。

イ 中核市平均（前年度数値）との比較

和歌山市及び中核市平均の実質赤字比率の推移は、次図のとおりである。



(注) () 内の数値は、一般会計等に区分される会計の実質収支額の合計の黒字を負数で表示し、標準財政規模に対する比率を算定したものである。

黒字を負数で表示した場合の実質赤字比率について、令和3年度の本市の比率（Δ2.86%）を前年度の中核市平均（Δ4.31%）と比べると、1.45ポイント悪い状況である。

(2) 連結実質赤字比率

ア 連結実質赤字比率の状況

連結実質赤字比率は、すべての会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、本市の財政全体の健全度を示すものである。連結実質赤字比率並びに各会計の実質収支額、資金不足額及び資金剰余額（以下「実質収支額等」という。）の状況は、次式及び次表のとおりである。

(△ 14.36%)	(△ 12,140,528千円)
連結実質赤字比率	①連結実質赤字額
—%	0千円
=	84,531,825千円
	②標準財政規模

(単位：千円、%)

会計名等		実質収支額等		増減	
		令和3年度	令和2年度		
一般会計等		2,418,846	1,425,343	993,503	
公営事業会計	国民健康保険事業特別会計	3,505,570	3,599,529	△ 93,959	
	駐車場管理事業特別会計	△ 1,525,642	△ 1,565,025	39,383	
	介護保険事業特別会計	612,915	505,928	106,987	
	後期高齢者医療特別会計	159,370	151,169	8,201	
	法適用	水道事業会計	2,838,483	3,744,845	△ 906,362
		工業用水道事業会計	4,130,986	4,494,713	△ 363,727
		下水道事業会計	0	0	0
	法非適用	卸売市場事業特別会計	0	0	0
		土地造成事業特別会計	0	177,864	△ 177,864
		漁業集落排水事業特別会計	0	0	0
農業集落排水事業特別会計		0	0	0	
合計		12,140,528	12,534,366	△ 393,838	
連結実質赤字額 ①		—	—	—	
標準財政規模 ②		84,531,825	80,983,257	3,548,568	
連結実質赤字比率 ①/②		—	—	1.11	
		(△ 14.36)	(△ 15.47)		

(注) 1 一般会計等に区分される各会計の実質収支額の状況は、前述の1-(1)-ア実質赤字比率の状況のとおりである。

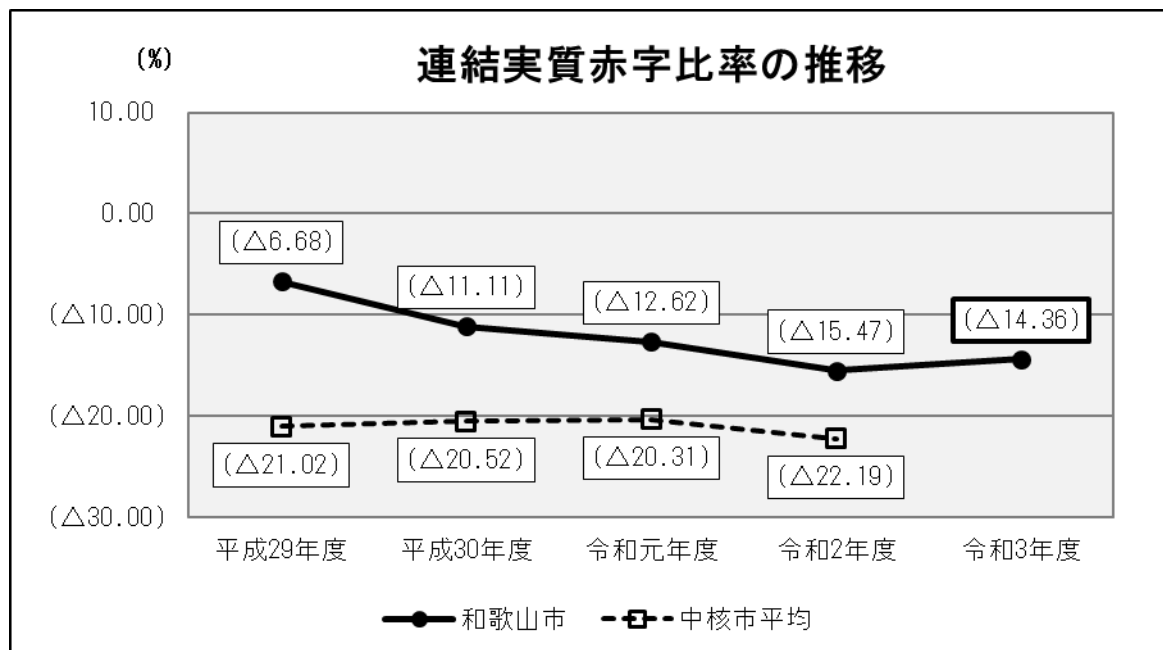
2 ()内の数値は、各会計の実質収支額等の合計の黒字を負数で表示した場合の比率である。

各会計の実質収支額等の合計は 121 億 4,052 万 8 千円の黒字となり、連結実質赤字比率は算定されていない。

また、実質収支額等の合計の黒字が前年度に比べ 3 億 9,383 万 8 千円減少したことにより、黒字を負数で表示した場合の連結実質赤字比率は、1.11 ポイント悪化している。

イ 中核市平均（前年度数値）との比較

和歌山市及び中核市平均の連結実質赤字比率の推移は、次図のとおりである。



(注) () 内の数値は、連結実質赤字比率の対象となる会計の実質収支額等の合計が黒字の場合、黒字を負数で表示し、標準財政規模に対する比率を算定したものである。

黒字を負数で表示した場合の連結実質赤字比率について、令和3年度の本市の比率(△14.36%)を前年度の中核市平均(△22.19%)と比べると、7.83ポイント悪い状況である。

(3) 実質公債費比率

ア 実質公債費比率の状況

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率の3か年平均値である。実質公債費比率の状況は、次式及び次表のとおりである。

実質公債費比率 (単年度)	①元利償還金	②準元利償還金	③特定財源	④元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額
8.9%	$= \frac{15,601,820千円 + 5,469,458千円 - 3,519,794千円 - 11,023,968千円}{84,531,825千円 - 11,023,968千円}$			
	⑤標準財政規模		④元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	
実質公債費比率 (3か年平均)	令和3年度	令和2年度	令和元年度	
9.6%	$= (8.9\% + 9.7\% + 10.3\%) \div 3$			

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
元利償還金 ①	15,601,820	15,475,883	15,566,003	16,135,322
準元利償還金 ②	5,469,458	5,623,764	5,943,442	7,337,424
公営企業に係る地方債の償還の財源に 充てた繰入金	5,469,039	5,623,080	5,940,642	7,332,653
公債費に準ずる債務負担行為に係る支 出額	419	684	994	2,430
一時借入金の利子	0	0	1,806	2,341
特定財源 ③	3,519,794	3,328,014	3,469,982	4,489,419
国や県からの利子補給	0	0	0	0
貸付金の財源として発行した地方債に 係る貸付金の元利償還金	42,143	11,728	11,161	19,107
公営住宅使用料	12,914	36,522	0	0
都市計画事業の財源として発行された 地方債償還額に充当した都市計画税	3,307,737	3,244,317	2,973,137	3,230,967
その他	157,000	35,447	485,684	1,239,345
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 ④	11,023,968	10,964,370	10,901,532	10,962,280
標準財政規模 ⑤	84,531,825	80,983,257	80,043,035	79,033,709
実質公債費比率(単年度) (①+②-③-④) / (⑤-④)	8.9	9.7	10.3	11.8
実質公債費比率(3か年平均)	9.6	10.6	11.3	11.7

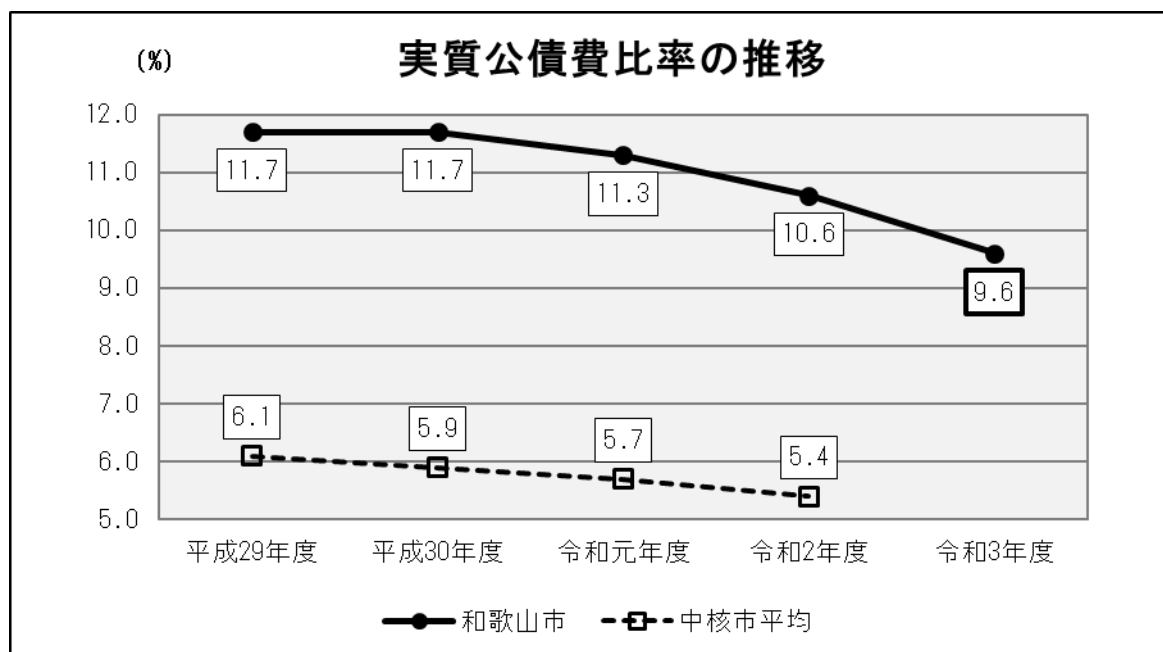
(注) 元利償還金は、繰上償還額及び借換債を財源として償還した額を除いた一般会計等に係る公債費である。

令和3年度の単年度の実質公債費比率は8.9%で、前年度に比べ0.8ポイント改善している。

また、令和元年度から令和3年度までの3か年平均の実質公債費比率は9.6%で、前年度と比べ1.0ポイント改善している。

イ 中核市平均（前年度数値）との比較

和歌山市及び中核市平均の実質公債費比率（3か年平均）の推移は、次図のとおりである。



(注) 中核市平均は、総務省が公表している財政状況資料集の市町村財政比較分析表に掲載されている数値である。

実質公債費比率について、令和3年度の本市の比率（9.6%）を前年度の中核市平均（5.4%）と比べると、4.2ポイント悪い状況である。

(4) 将来負担比率

ア 将来負担比率の状況

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、将来、本市の財政を圧迫する程度を示すものである。将来負担比率の状況は、次式及び次表のとおりである。

将来負担比率 107.7%	①将来負担額	—	②充当可能財源等
	290,059,268千円	—	210,847,842千円
	84,531,825千円	—	11,023,968千円
	③標準財政規模	—	④元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額

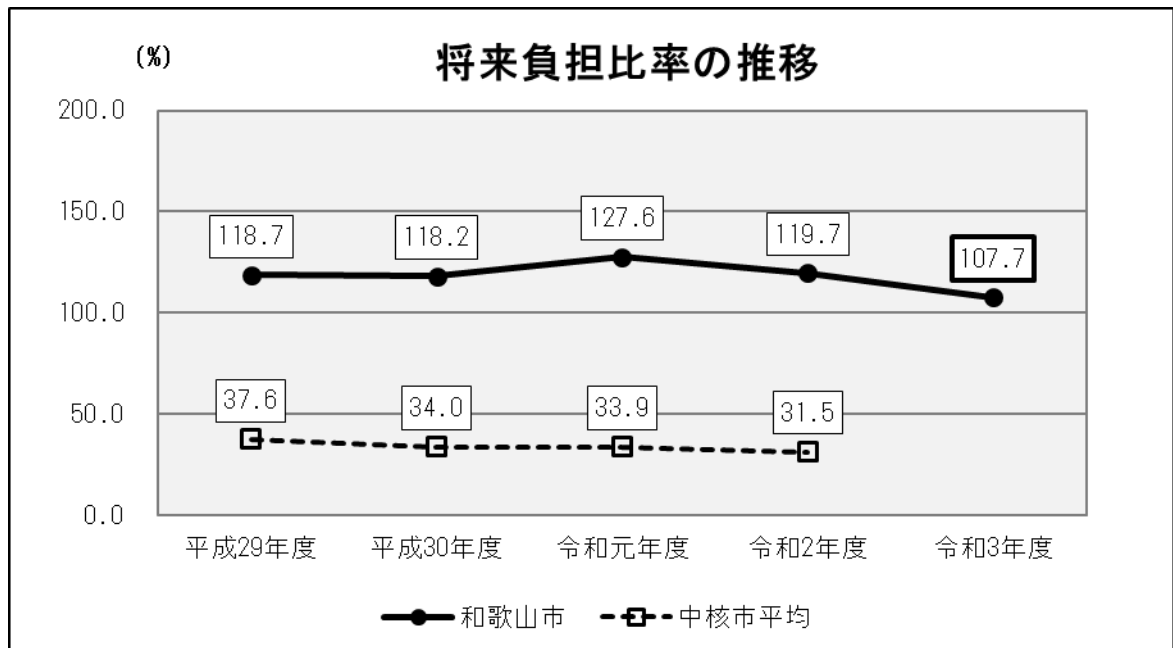
(単位：千円、%)

区 分		令和3年度	令和2年度	増 減
将来負担額	地方債の現在高	193,819,041	186,744,477	7,074,564
	債務負担行為に基づく支出予定額	16	20	△ 4
	公営企業債等繰入見込額	79,296,983	84,006,063	△ 4,709,080
	組合等負担見込額	—	—	—
	退職手当負担見込額	16,943,228	17,432,827	△ 489,599
	設立法人の負債額等負担見込額	—	—	—
	連結実質赤字額	—	—	—
	組合等連結実質赤字額負担見込額	—	—	—
合 計	①	290,059,268	288,183,387	1,875,881
充当可能財源等	充当可能基金	17,080,235	11,020,869	6,059,366
	充当可能特定歳入	42,384,457	41,703,537	680,920
	うち都市計画税	40,590,749	39,675,306	915,443
	基準財政需要額算入見込額	151,383,150	151,577,561	△ 194,411
合 計	②	210,847,842	204,301,967	6,545,875
標準財政規模	③	84,531,825	80,983,257	3,548,568
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額	④	11,023,968	10,964,370	59,598
将来負担比率	(①-②) / (③-④)	107.7	119.7	△ 12.0

将来負担比率は、将来負担額から充当可能財源等を控除した 792 億 1,142 万 6 千円を標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した 735 億 785 万 7 千円で除した結果 107.7%となり、前年度に比べ 12.0 ポイント改善している。

イ 中核市平均（前年度数値）との比較

和歌山市及び中核市平均の将来負担比率の推移は、次図のとおりである。



(注) 中核市平均は、総務省が公表している財政状況資料集の市町村財政比較分析表に掲載されている数値である。

将来負担比率について、令和3年度の本市の比率（107.7%）を前年度の中核市平均（31.5%）と比べると、76.2 ポイント悪い状況である。

2 資金不足比率について

資金不足比率は、公営企業会計に区分される会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率を示すものである。また、資金不足額とは、一般会計等の実質赤字に相当するものとして公営企業会計ごとに算定した額である。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

令和3年度決算において、土地造成事業特別会計については、実質収支額が赤字であるものの土地収入見込額が上回るため、公営企業会計に区分される会計において資金不足比率は算定されていない。

また、下水道事業会計についても、資金不足額が生じたものの解消可能資金不足額が上回るため、資金不足比率は算定されていない。

なお、土地造成事業特別会計及び下水道事業会計の資金不足比率の状況は、次のとおりである。

(1) 土地造成事業特別会計

土地造成事業特別会計の資金不足比率の状況は、次表のとおりである。

土地造成事業特別会計

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度	令和2年度	増 減
実質収支額 ①	△ 1,568,939	△ 1,227,935	△ 341,004
歳 入	107,322	2,275,572	△ 2,168,250
歳 出	1,676,261	3,503,507	△ 1,827,246
翌年度に繰越すべき財源	—	—	—
土地収入見込額 ②	1,594,914	1,996,719	△ 401,805
合計 ①+②…③	25,975	768,784	△ 742,809
資金不足額 ④	—	—	—
事業規模 ⑤	1,739,409	1,996,719	△ 257,310
地方債現在高	170,470	590,920	△ 420,450
負債額	1,568,939	1,227,935	341,004
資本額	0	177,864	△ 177,864
資金不足比率 ④/⑤	—	—	—

土地造成事業特別会計については、実質収支額の赤字が15億6,893万9千円となっているが、15億9,491万4千円の土地収入見込額があるため、資金不足額は解消され、前年度と同様に資金不足比率は算定されていない。

しかし、地方債現在高 1 億 7,047 万円と累積赤字額（負債額）15 億 6,893 万 9 千円があるため、1 億 4,449 万 5 千円の債務超過となっている。

（２）下水道事業会計

下水道事業会計の資金不足比率の状況は、次表のとおりである。

下水道事業会計

（単位：千円、％）

区 分	令和3年度	令和2年度	増 減
流動負債－控除企業債等 ①	3,419,989	4,543,793	△ 1,123,804
算入地方債の現在高 ②	0	0	0
流動資産－控除財源等 ③	1,563,414	1,768,139	△ 204,725
（資金不足額 ①+②-③）	1,856,575	2,775,654	△ 919,079
解消可能資金不足額	7,294,667	9,090,732	△ 1,796,065
資金不足額 ④	—	—	—
事業規模 ⑤	5,948,886	6,180,395	△ 231,509
資金不足比率 ④/⑤	—	—	—

- （注） 1 算入地方債の現在高とは、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債残高から、当該地方債のうち流動負債として整理されているものの現在高を控除した額のことをいう。
- 2 解消可能資金不足額とは、事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額のことをいう。

下水道事業会計については、流動負債から流動資産を控除し、算入地方債の現在高を合算した令和3年度の資金不足額が18億5,657万5千円となっているが、解消可能資金不足額72億9,466万7千円により資金不足は解消され、前年度と同様に資金不足比率は算定されていない。

なお、解消可能資金不足額については、投資された施設の残存耐用年数の期間内に見込める経常利益額によって将来解消できる資金不足を算定する方式（減価償却前経常利益による耐用年数以内負債償還可能額算定方式）が用いられている。